

第3回広島市成年後見制度利用促進検討会議 会議録

1 開催概要

(1) 開催概要

令和2年5月29日(金) 14:00～16:00

(2) 開催場所

中区地域福祉センター5階 大会議室

(3) 出席者(五十音順、敬称略)

- ・伊藤 志麻穂 (広島市西区障害者基幹相談支援センター センター長)
- ・坂原 立朗 (広島司法書士会 理事)
- ・佐々木 規子 (安佐南区地域支えあい課 地域支援担当課長)
- ・神野 礼斉 (広島大学大学院人間社会科学研究科 教授)
- ・手島 洋 (県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科 講師)
- ・長瀬 文彦 (中区福祉課 課長)
- ・原本 明美 (公益社団法人広島県社会福祉士会 理事)
- ・増田 幸枝 (医療法人比治山病院 医師)
- ・松本 亮 (広島弁護士会 高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員)
- ・三好 典子 (広島市観音地域包括支援センター センター長)
- ・村木 一雄 (社会福祉法人広島市社会福祉協議会生活支援課 課長)

(4) オブザーバー

広島家庭裁判所

(5) 広島市関係課(事務局)

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〃 障害福祉部障害福祉課

〃 障害福祉部障害自立支援課

〃 障害福祉部精神保健福祉課

2 会議録

(1) 議題1 成年後見制度に関するニーズ調査結果の分析について

議題1に先立ち、成年後見制度の利用に関連した各種事業の平成31年度実績について参考資料を用いて報告し、その後第2回広島市成年後見制度利用促進検討会議において説明したニーズ調査結果の分析について、資料1を用いて事務局から説明。

坂原構成員

資料1の12頁について、市民後見人の認知度が知っていると知らないが半々であるが、市民後見人の養成状況について教えてもらいたい。

事務局

平成29年度から、隔年で養成研修を実施している。平成29年度に第1回市民後見人養成研修を行い、バンク登録者は13名であった。平成31年度に第2回市民後見人養成研修を行い、バンク登録を悩んでいる方がいるものの、現時点では22名がバンク登録しており、合計35名がバンク登録している。

坂原構成員

平成29年度から3年間の期間を経た13名は後見人としての職務に耐えうる状況なのか。

事務局

面接、研修等の状況を見て、バンク登録者にABCといった位置づけを行っている。例えばAなら市社協が事業実施している法人後見、かけはしの相談支援員として活動していたくようになっている。

長瀬構成員

地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度の利用が必要な人を発見し適切に必要な支援につなげ、制度の利用促進を図るとともに、制度に基づく包括的な支援を行うために中核機関を設置するが、そのためには、基礎的データの分析も必要と考え発言する。

資料1の10頁にある相談先のデータについて、高齢者関係機関・障害者関係機関とも市役所・区役所の担当課と市社会福祉協議会が多い。さらに、高齢者関係機関では地域包括支援センターが多く、これらが相談先の3本柱となっている。一方、障害者関係機関において、地域包括支援センターに当たるものは障害者基幹相談支援センターであるが、比率が低いのは何故だろうか。

また参考資料について、かけはしの実利用者が毎年400人前後で推移してきている。広島市内で制度利用が必要な人が400人しかいないわけではなく、担当職員数に限りがあり400人に留まっているのだと思う。何かを委託する際にはマンパワーが大切である。

それと、本市における市長申立て件数について、高齢は平成27年度37件から平成31年度106件と、5年前に比べて約3倍になっているが、知的障害者・精神障害者の件数は平成27年度6件から平成31年度7件と横ばいである。これには何か理由があるのか。

事務局

障害者、高齢者の数がそもそも異なるので、一概には言えないが、障害者基幹相談支援センターはよろず窓口であり、施設入所の方などについては施設が対応されるので、相談が少ないと考えている。障害者にかかる市長申し立て件数が少ないことの原因については分からない。福祉事務所で障害者やその家族から市長申し立ての相談を受ける立場としてどう感じているかお聞きしたい。市長申し立ての件については、報酬助成などを含め市民に周知をしなければならないと考えている。報酬助成件数は増えているのに市長申し立て件数が伸びていないのは、今後検証していく必要があると考えている。

長瀬構成員

厚生部再編前の保健福祉課においては、相談に来たケースに対応しており、なぜ少ないのかまでは分からない。

伊藤構成員

障害者基幹相談支援センターは地域包括支援センターに比べ、地域における認知度はまだ低いと感じる。障害者基幹相談支援センターが成年後見制度の利用促進を行っていることの周知が足りていないこともあり、西区においては昨年度の相談は3件しかなかった。PRの必要性を感じている。

(2) 議題2 中核機関の設置及び運営方法について(広島市案)

委託予定先である市社協との事前協議を行い、その内容を基に中核機関の設置及び運営方法について、資料2-1を用いて説明。

三好構成員

市長申し立てに関わることが多いが、申し立ての支援の際に、区の厚生部と関わるが、令和2年4月からの厚生部再編により、多くの相談件数を抱えられていると思う。中核機関ができたときに市長申し立ての流れは具体的にどうなるのだろうか。また、後見人が選任されるまでの期間の金銭管理がいつも課題になるが、その支援は受けられるのだろうか。

事務局

中核機関では申し立て支援として、申立書類の書類提供及び作成に係る助言などができるのではないかと考えている。申し立て件数の増加により区の窓口の業務量が多くなっていることから体制の強化を図っている。また、区へ申請するまでの支援が中核機関でできないかということも考えている。市長申し立て業務を行っている8区の窓口に加え、第9の窓口として中核機関に市長申し立て業務を委託できるのか、今後検討することも考えられる。地域包括支援センターには権利擁護業務があり、その他多くの業務を抱え非常に大変であると思うが、その中で中核機関が支援してくれたら助かるというものがあればぜひ教えていただきたい。

三好構成員

後見人選任までの金銭管理である。本人に契約能力がないため、かけはしの利用は難しい。

坂原構成員

市長申立てを行うに当たり、現場で困っていることがあれば教えていただきたい。

佐々木構成員

厚生部地域支えあい課において最も大変と感じるのは、申立て前の戸籍調査及び親族調査である。ケースワーカーの経験があるなど、戸籍に精通した職員であれば良いが、調査に数か月を要することもあり、戸籍を見ることに精通していなければ更に時間が掛かり期間を要することになる。

長瀬構成員

委託先が市長申立て及び戸籍調査を受託するという考えもあるのだろうが、それは難しいと思う。制度利用者の半分以上は生活保護の方である。生活保護受給者については、本人の親族関係等のデータは生活課が把握しているため、調査に利用させてもらっているが、それを委託先がやるとなると、最初からの調査になってしまうため非常に効率が悪い。

むしろ戸籍調査についていえば、現在、委託ができるが、区の担当者が使いたがらない。使い勝手が悪いのだろう。委託料が上がっても良いので、使いやすくなるよう工夫が必要である。

事務局

市長申立て及び戸籍調査の委託は難しいということが分かった。地域包括支援センターから、申立てに必要な診断書を取りに行ったりすることが大変であると聞いている。バンク登録者を活用して家庭裁判所への同行や申立書類を取りに行ったりするなど、ちょっとした支援にバンク登録者を活用できれば、一連の権利擁護活動について学べ、スキルアップにもつながるので、これらを中核機関で行えたら良いと思っている。

坂原構成員

戸籍調査について、外部委託をされているがそれでは足りないということか。窓口における市民相談に時間を使っていたきたいので、積極的に戸籍調査を委託してほしい。

事務局

予算の関係もあり、区の繁忙期のみ外部委託できるようにしている。委託期間については今後検討する。

伊藤構成員

気づき・意見として2点述べる。1つは、地域連携ネットワークについて、もう1点は各専門職の支援力底上げの必要性である。資料2-1の「1設置目的」にあるとおり、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護、意思決定、自己決定を支援するための地域連携ネットワークの構築を図るのが第1の目的であって、中核機関を設置すること自体が目的ではない。資料2-2では、地域連携ネットワークについて示されているが、資料2-1では地域連携ネットワークを作っていくといった内容が明記されていない。地域連携ネットワークの構築が最も大切であり、現場サイドとしては最も難しいと感じる。広報機能及び相談機能がクローズアップされているが、地域連携ネットワークをどう作っていくのか、もっと議論されても良いと思う。

次に、各専門職の支援力の底上げについて、障害者の相談現場において、相談員が力不

足なところもあり相談窓口の紹介に留まることも少なくないと感じる。中核機関が設置されても、中核機関につないで終わりとなってしまうのではないか。中核機関には、制度利用が必要とされている方が支援機関をたらい回しにならないように、各専門職に対しての助言・指導・研修を行い、支援力を上げていく機能を持つことを期待する。また、各専門職同士の顔が見える関係になり、お互いの強みを知り、それを活用できるようなネットワークを作り、調整する機関になることを期待している。それと、資料2-2にある専門職団体の三士会は、司法書士会、社会福祉士会、弁護士会を示すと思うが、いろいろな状況で三士会という言葉は使われるので、きちんと明記した方が良いと思う。

松本構成員

資料2-1の申立て支援におけるバンク登録者の活用について、どういった活用を考えているのか。また、申立てについても市民後見人養成研修の中で研修されているのか。資料2-2について、専門職団体の中にある行政書士会をあえて出している意味があるのか。

事務局

行政書士会の表記について特段の意味はない。三士会の内訳については修正する。バンク登録者については、現在、第1期・第2期合わせて計35名の登録者がいるが、市民後見人の選任に至っていない。市民後見人養成研修で学んだ知識を活用してもらう場が少ないため、中核機関設置に当たり広報機能では市民向け研修などにバンク登録者に携わってもらい、研修で学んだ知識をアウトプットしていただきたい。申立て支援では、書類の書き方、助言等にバンク登録者を活用し、成年後見制度について実務を通して学んでいただければと思っている。

坂原構成員

資料2-1相談対応業務について、相談内容によって対応可能なものはその相談機関で受けていると思うが、困難事例については中核機関に上げて専門職に対応してもらうイメージなのか、それとも元々ある相談業務とは切り離して中核機関で別に相談窓口を設けるイメージなのか。

事務局

一般市民からの中核機関への問合せも想定されるので、対応できるものは原則対応してもらう。ただ、地域連携ネットワークを活用して引き継げるような案件であれば、専門職等へ引き継がせてもらおうと考えている。相談内容をしっかりと聞き取り、どこに引き継ぐのが適切なのかなどのコーディネートをするのが中核機関の役割と考えている。相談受付・アセスメントの中で、相談マニュアルの作成も考えている。その上で、家庭裁判所などが様々な相談を受けていると思うので、Q&Aなど、マニュアルがあれば情報提供をいただきながら、初期の相談にスムーズに対応できる体制を整えていきたい。三士会にも相談マニュアル等はあるのか、聞かせていただきたい。

家庭裁判所

今後話し合いを進める中で、情報提供など協力していきたい。

松本構成員

相談マニュアルは作成していない。

原本構成員

相談を受けた際に、どのような回答をしたかという内容の Q&A は持っている。これを提供できるかどうかについては、持ち帰って話をしたい。

坂原構成員

Q&A のようなものはある。

長瀬構成員

アドバイザーは、一般市民からの質問を受けるようにするのか。また、資料 2-1 にある協議会の設置について、協議会は広島市が開催し、委託先が審議事項を企画するとなっているが、利用促進や後見人支援機能について、相談支援機関などとの相互連携、協力関係の構築に関する事を委託先が企画することに違和感を覚える。

事務局

一般市民からの相談が中核機関に入ることは想定されるので、答えられる内容は答えて、適切な機関につなぐという対応になると考える。

協議会については、中核機関の設置主体として広島市が開催の声掛けを行う。現場で進行管理をしている委託先の方から、困っていることや拡充したいこと等意見が出てくると思うので、企画してもらい、広島市と委託先が議題を上げて、協議会のメンバーで情報共有し話し合っていくものと考えている。中核機関を運営していく中で足りないものなどについて現場の声を聞かせていただき、広島市と委託先が連携を密にして協力し、意見を吸い上げて中核機関の機能に反映していきたいと考えている。

長瀬構成員

そうであれば、審議事項は広島市と委託先が相談して企画するといった書き方をした方が良い。あくまでも広島市と委託先が一緒にやっていくことを忘れてはいけない。

村木構成員

資料 2-1 の設置目的について、広島市が中核機関を設置すると明記されたことについては、広島市がやるのだという心意を感じる。運営方法について、委託先が広島市と連携して行うところの連携であるが、どういう役割分担をしていくのか、来年度に向けて人員配置等を検討するためにより具体化していく必要がある。全てにおいて協議の上決定するなど色々あるので、誰が何をするのか分かるように明記してもらいたい。資料 2-1 及び 2-2 を読む限り、一般相談にしても専門相談にしても中核機関が全てを担ってやっていくように捉えられる。市長申立て業務も行うのかといった発言もあったが、整理が必要と考える。中核機関ができるということは、当たり前のように成年後見についての相談ができる場所がもう一つできるのだという印象を持っている。地域包括支援センターは職員が地域に出向いて地域の方とお話をしているという実績があるので相談件数が多いのだと思う。中核機関を作るのであれば、市民及び区民にとって身近なところに中核機関があるような体制整備を求めている。

増田構成員

市と委託先が一緒にやっというニュアンスが伝わってきた。一方で、役割分担が不明確である部分が多いと感じるので、今後詰めていく必要があると考える。

手島構成員

協議会について、市と委託先のどちらがウエイトを持ってやるのかという話を中心になっているが、本来協議会とは、参加している人が主体となって存在するものと考えてるので、市も委託先もやることは大いにある。広島市において成年後見制度利用促進を進めていく中で、それぞれの専門職、福祉団体機関、広島市、市社協もそれぞれが全体的にどう考えているのか、それらを持ち寄って合意形成をし、それらを各自が持ち帰り、合意形成した方針に基づいて自分たちができることやっていく、そういう場が協議会であることを見誤ってはいけない。その協議会を通知・開催するのが広島市、議題を考えるのは協議会を進めるところがやっていくというのは実務的であって、協議会とは本来、合意形成を行う場である。

また、伊藤構成員が発言された、各専門職の支援力の底上げについて、成年後見制度に関する力なのか、それとも判断能力が低下した人たちの生活を支える支援の力なのか聞いてみたい。

伊藤構成員

発言の意図としては、成年後見制度利用に関する支援の力である。しかし、成年後見制度利用促進事業及び基本計画のベースには権利擁護があるので、判断能力が低下した人たちの生活を支える力も、持ち合わせていく必要があると考える。

手島構成員

この会議では成年後見制度利用促進からのアプローチであるが、ベースには市民が安心して暮らせる地域共生社会づくりのための基本的な施策がある。総合的な相談支援体制が広島市内の各地域にあった上で、それも生かしながらどう制度利用促進をしていくかが検討されるべきである。この図に地域連携ネットワークがメインとなっていないのは、実はそれがなく、それは別のところであり、それがしっかりあるからこそ、関わりながら成年後見制度の利用促進ができる。地域包括支援センターなどに寄せられる相談は、成年後見制度のことだけに絞っての相談ではなく、総合的な問題であると思う。前線で対応しているワーカーが全部受け止め対応しつつ、専門的なところにつないで総合的な解決を前線でしている。成年後見のことについてどう上手く受け止める仕組みを作るかを考えるべきであるので、このイメージ図にはない地域共生社会づくりの総合的な相談体制があるのか。もしないのであればどう作って地域連携ネットワークと関わらせていくのかを想定しながら考える必要がある。

家庭裁判所

中核機関設置に向けての議論が非常に進んでいる状況を拝見し、大変喜ばしく思うと同時に、家庭裁判所としてもより力を尽くしていきたいと思う。今後も議論が密にされていくということで、大変感謝している。

(3) 議題3 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて、資料3を用いて説明。今後の検討会議で予定されている検討事項について説明。

松本構成員

中核機関の設置時期及び今後のスケジュールを教えてください。

事務局

令和3年度中の中核機関の設置を考えている。できれば次回会議までにタイムスケジュールをお示ししたいと思っている。すぐに開設するのか、開設準備室を立ち上げ、パンフレットなどを作成しながら開設していくのかはまだ詰めていないが、令和4年3月末までには立ち上げる予定で動いている。